

事務連絡

令和6年1月5日

新潟県、富山県、石川県、福井県 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室

### 視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援について

標記については、令和6年1月1日付事務連絡「災害により被災した要援護障害者等への対応について」（障害保健福祉部企画課）により、被災地域における手話通訳者等の派遣などの情報・コミュニケーション支援について、視聴覚障害者情報提供施設等と連携し、万全の対応を期すようお願いしているところです。

今般、別添のとおり、避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について、具体的な方法や配慮等の例を改めて情報提供いたしますので、避難所等への周知をお願いいたします。

また、下述のとおり、団体や企業による情報・コミュニケーション支援の取組も併せてお知らせしますので、これらもご活用いただきながら、引き続き、障害特性に応じた配慮、支援をお願いいたします。

- 手話や字幕による聴覚障害者への情報発信
  - ・ 石川県聴覚障害者センター公式 YouTube  
<https://www.youtube.com/user/IPAFTD>
  - ・ 目で聴くテレビ 公式 X（旧 Twitter）  
<https://x.com/medekikutv?s=21&t=-4sxKw0J7SkB31DX0K9xXQ>
- 手話、文字チャットによる遠隔通訳サービス（聴覚障害者向け）
  - ・ （株）プラスヴォイス災害緊急対応（手話、文字チャット）  
<https://plusvoice.co.jp/pvrtc/disaster.php>

**【問合せ先】**

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課自立支援振興室情報・意思疎通支援係

電話：03-5253-1111（内線 3076）

夜間直通：03-3595-2097

FAX：03-3503-1237

・避難所等において、視聴覚障害者への理解を求める。  
 ・視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援への協力を呼びかける。

## 視覚障害

## 聴覚障害

**安否の確認**  
被災地域の要援護者を確認

・放送やハンドマイク等を使用し、避難所及び周辺地区で、声をかけて確認。

・プラカードを使用し、避難所及び周辺地区で確認。「聞こえない人はいませんか？」など  
 ・手話通訳者、要約筆記者などは腕章等を着用。「手話できます」「『耳マーク』の活用」など

**ニーズの把握**  
障害特性に応じた支援内容

・障害の程度(全盲・弱視など)や情報取得方法(点字・音声・拡大文字など)等を確認し、必要な支援を把握する。

・障害の程度(聞こえの状態など)や情報取得方法(手話・文字・補聴器など)等を確認し、必要な支援を把握する。

**関係者との連携**  
避難所等における活動

・行政、視覚障害者協会、視覚障害者情報提供施設、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

・行政、聴覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、意思疎通支援者(遠隔による実施を含む。)、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

**避難所の説明**  
トイレや風呂、配給場所など

・ボランティア等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

・ボランティアやホワイトボード等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

**情報の共有**  
食料・救援物資の配給など

・放送やハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。(悪い例:「張り紙を見て下さい。」など)

・プラカードやホワイトボード等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。(悪い例:「1時の放送を聞いて下さい。」など)

**機材・物品**  
共用品・消耗品の手配など

・ラジオ  
 ・テレビ(解説放送)  
 ・乾電池(ラジオなど) 等

・テレビ(字幕・手話放送)  
 ・ホワイトボード(設置型、携帯型)  
 ・補聴器用電池 等